

吸収分割に係る事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項および第 801 条第 3 項ならびに
会社法施行規則第 189 条および第 201 条に定める書面)

2026 年 10 月 1 日

豊田通商株式会社

豊通オートモーティブクリエーション株式会社

2026 年 10 月 1 日

吸収分割に係る事後開示書面

名古屋市中村区名駅四丁目 9 番 8 号
豊田通商株式会社
代表取締役 今 井 斗 志 光

愛知県名古屋市中村区名駅南 2 丁目 14 番 19 号
住友生命名古屋ビル 24 階
豊通オートモーティブクリエーション株式会社
代表取締役 堀 崎 太

豊田通商株式会社（以下「豊田通商」といいます。）と豊通オートモーティブクリエーション株式会社（以下「豊通オートモーティブクリエーション」といいます。）とは、2026 年 3 月 26 日付で締結した豊田通商を吸収分割会社、豊通オートモーティブクリエーションを吸収分割承継会社とする吸収分割契約に基づき、2026 年 10 月 1 日を効力発生日として、豊田通商の自動車向け部品の製造販売事業のうち浜松事業所において運営されている事業に関して有する権利義務を、豊通オートモーティブクリエーションに承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。

本吸収分割に関して、会社法第 791 条第 1 項および第 801 条第 3 項ならびに会社法施行規則第 189 条および第 201 条に基づき開示すべき事項は下記のとおりです。

記

1. 本吸収分割が効力を生じた日
2026 年 10 月 1 日
2. 吸収分割会社における法定手続の経過に関する事項
 - (1) 会社法第 784 条の 2（株主による吸収分割の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過について
本吸収分割は、会社法第 784 条第 2 項に基づく簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。
 - (2) 会社法第 785 条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過について
本吸収分割は、会社法第 784 条第 2 項に基づく簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。

- (3) 会社法第 787 条（新株予約権買取請求）の規定による手続の経過について
豊田通商は新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。
 - (4) 会社法第 789 条（債権者の異議）の規定による手続の経過について
本吸収分割において、豊田通商から豊通オートモーティブクリエーションに承継させる債務は存在せず、本吸収分割の効力発生後に豊田通商に対して債務の履行を請求することができない債権者は存在しないため、豊田通商は、会社法第 789 条の規定による手続を行っておりません。
3. 吸収分割承継会社における法定手続の経過に関する事項
- (1) 会社法第 796 条の 2（株主による吸収分割の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過について
本吸収分割は、会社法第 796 条第 1 項に基づく略式吸収分割であるため、該当事項はありません。
 - (2) 会社法第 797 条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過について
本吸収分割は、会社法第 796 条第 1 項に基づく略式吸収分割であるため、該当事項はありません。
 - (3) 会社法第 799 条（債権者の異議）の規定による手続の経過について
豊通オートモーティブクリエーションは、会社法第 799 条第 2 項の規定に基づき、2026 年 7 月 24 日付で官報にて公告し、かつ、知れている債権者への個別催告を行いました。異議申述期間内に、会社法第 799 条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。
4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項
- 豊通オートモーティブクリエーションは、本吸収分割の効力発生日である 2026 年 10 月 1 日をもって、豊田通商から、本吸収分割契約に定める自動車向け部品の製造販売事業のうち浜松事業所において運営されている事業に関して有する権利義務を承継しました。
5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日
- 2026 年 10 月 1 日（予定）
6. その他吸収分割に関する重要な事項
- 該当事項はありません。

以上